

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨及び位置づけ

科学技術が飛躍的に進歩し、情報化や国際化が進む一方で、いじめや不登校、学力及び体力の低下など、子どもたちを取り巻く問題が社会的に大きく取り上げられ、その解決が急務となっています。

宝塚市においては、これまで教育行政における基本的な方針として、定期的に「宝塚の教育―推進の方向―」を定め、その着実な取り組みを進めてきましたが、このたび初めて、教育振興に関する中期的な総合計画として、「宝塚市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定めるもので、宝塚市の特色を活かしながら、計画の理念となる『基本目標』と視点ごとの4つの『今後10年を見通した教育の方向性』を定め、それらを実現するための今後5年間に取り組む15の『基本方針』と、その方針に基づいた49の『施策』を記しています。

市教育委員会では、今後、この計画に基づいて各種事業を展開し、市民や学校園にも計画の周知を図りながら『基本目標』をめざした教育を進めます。

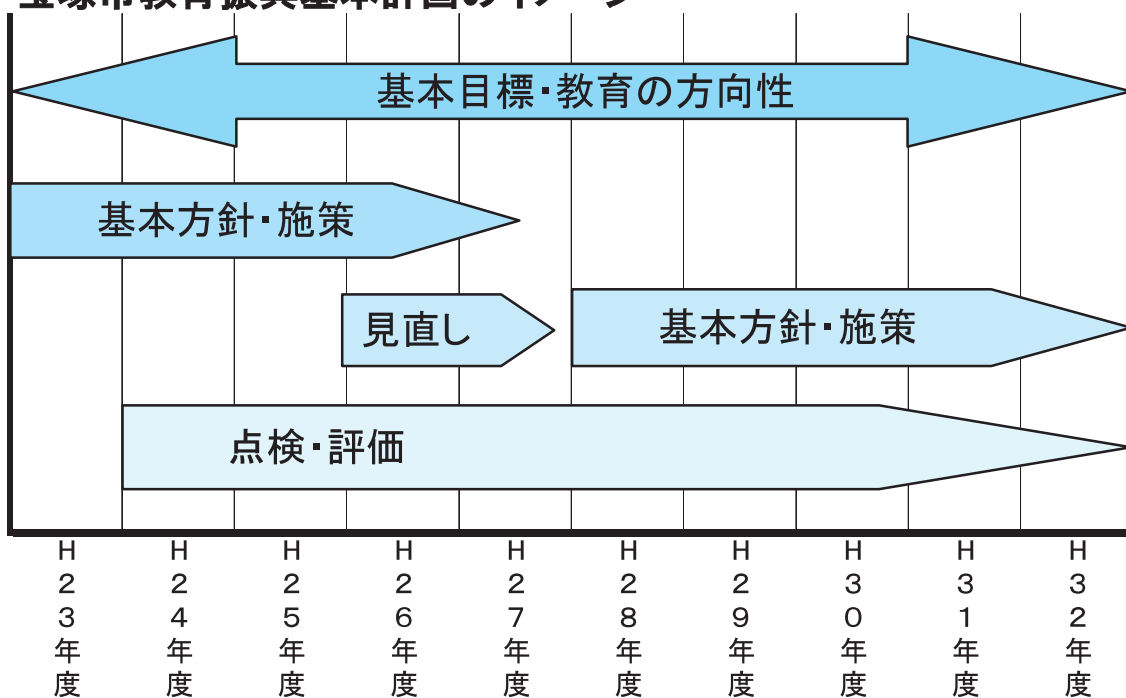
子どもたち誰もが安心して学ぶことができ、また、人間形成の礎となる基礎基本を身に付け、自分や他人の命を大切にするという「生きる力」を持った子どもの育成に取り組み、さらには、生涯学習の視点から、誰もが学びたい時に学び、その学びの成果を自分だけでなく、地域にも活かすことができるような人づくりをめざします。

## 第2節 計画の対象期間と構成

宝塚市教育振興基本計画の計画期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とし、本計画では、このうち今後5年間に取り組むべき基本方針と各施策について、明記しています（イメージについては下図を参照）。

なお、この宝塚市教育振興基本計画は、市の方針について定める「宝塚市総合計画」と密接に関連することから、計画対象期間及び計画内容について、同計画との整合性がとれるよう努めています（計画の体系は右図のとおり）。

### 宝塚市教育振興基本計画のイメージ



## 第3節 計画の進行管理

市教育委員会では、この計画を確実に推進し、計画に基づく各事業を的確に執行することに努める一方、毎年度、教育委員会の所管業務を対象に行っている「教育委員会事務執行等に関する評価」により、計画の基本方針や施策に基づき実施する事業の妥当性や整合性について検証を行います。この評価結果に基づき、次年度以降に具体的に取り組む各種事業の参考とするほか、その内容によって計画に基づく方針や施策についての見直しも検討します。

さらに、平成23年度（2011年度）からの5年間の取り組みについて、最終年度に当たる平成27年度（2015年度）に総合的な点検・評価を行い、平成28年度（2016年度）以降5年間の取り組みに関する参考とします。

# 【計画の体系】

## 基本目標

「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」

### 今後10年を見通した教育の方向性

### 今後5年間に取組む基本方針

### 今後5年間に取組む施策

